

令和 2 年 第 4 回 伊 佐 市 議 会 定 例 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 79 号 ~ 議 案 第 87 号 (降 壇)
- 2 議 案 第 88 号 ~ 議 案 第 93 号 (降 壇)

令 和 2 年 12 月 7 日 提 出

伊 佐 市 長

令和2年第4回伊佐市議会定例会の開会にあたり、議案第79号から議案第87号までについて説明申し上げます。

まず、議案第79号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更」について説明申し上げます。

本件につきましては、大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国民体育大会の延期に伴う準備経費や新型コロナウイルス感染症対応対策関連経費等について所要の措置を講じたものであります。

補正の主な内容について歳出から順次説明いたします。

総務費につきましては、菱刈庁舎の高圧受変電設備の設計に要する経費について新たに措置し、民生費につきましては、生活保護扶助費等の国庫支出金精算返納金について新たに措置したほか、すこやか保育の支援に要する経費について追加の措置を講じております。

衛生費につきましては、各種がん検診及び健康診査に要する経費について減額の措置を講じ、農林水産業費につきましては、災害により水路等に流入した土砂の除去など、自治会等が主体となって行う維持補修への支援に要する経費について追加の措置を講じております。

商工費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の持続化給付金の給付条件に該当しない事業者に対する市独自の事業継続支援金に要する経費について減額の措置を講じ、十曾青少年旅行村の新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費について追加の措置を講じております。

土木費につきましては、過疎債配分の確定に伴い路線整備に要する経費について減額の措置を講じ、教育費につきましては、国体カヌー競技の延期に伴い大会準備に要する経費について減額の措置を講じております。

災害復旧費につきましては、農林施設災害の復旧に要する経費について追加の措置を講じております。

以上、歳出について説明いたしました但、これらの財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金及び繰入金をもって充当し、地方譲与税、法人事業税交付金、環境性能割交付金、使用料及び手数料、県支出金、諸収入及び市債については減額の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,564万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億3,058万9千円とするものであります。

このほか、年度内に事業が完了する見込がないため、硫黄山関連対策事業ほか9件の事業に明許繰越による繰越しの措置を講じ、債務負担行為では、一般廃棄物収集運搬業務委託（大口地区可燃物）ほか8件について追加の措置を講じ、地方債では、災害復旧事業ほか1件に限度額変更の措置を講じております。

次に、議案第81号「令和2年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、一般管理に要する経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,400万5千円とするものであります。

次に、議案第82号「令和2年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、歳出において、介護報酬改定に伴うシステム改修に要する経費について追加の措置を講じております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,809万4千円とするものであります。

次に、議案第83号「令和2年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、「収益的収入及び支出」の支出において、水道事業費用に16万円を追加し、収益的支出の総額を3億3,853万7千円とするものであります。

このほか「議会の議決を経なければ流用することができない経費」についても、変更の措置を講じております。

次に、議案第84号「地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の割合の特例を定めた特例基準割合の名称等が変更されることから、関係する条例の規定について整理を行うものであります。

次に、議案第85号「伊佐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の負担水準に個人所得課税の見直しによる影響や不利益が生じないように、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げることなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号「財産の無償貸付け」について説明申し上げます。

本件につきましては、市の普通財産である土地及び建物を、誘致企業である菅公アパレル株式会社にも有償で貸し付けておりますが、本建物は昭和45年に建築されたもので、耐用年数を経過しており、借受人による施設の改修等が度重なることから、経営負担を軽減させ、誘致企業による雇用の維持に資するため、建物を無償で貸し付けようとするものであります。

次に、議案第87号「ひしかり交流館及び菱刈パークゴルフ場の指定管理者の指定」について説明申し上げます。

本件につきましては、指定管理者の公募を行った結果、2社の応募があったため、伊佐市公の施設指定管理者選定審議会に諮問し、答申を得たところであります。

この答申に基づき、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を指定期間とし、株式会社鍋倉工務店を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案9件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———

議案第88号から議案第93号までについて説明申し上げます。

議案第88号から議案第90号までの「公平委員会委員の選任」につきましては、現在の3人の委員の任期が、令和3年1月6日をもって満了となることから、新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第88号の狩行紀六氏、議案第89号の大辻寛信氏及び議案第90号の山下和弘氏は、現在も委員であり、引き続き委員として選任しようとするものであります。

いずれの方々も、人事行政に関し識見を持たれ、適任であると考え、公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第91号から議案第93号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任」につきましては、現在の3人の委員の任期が、本年12月11日をもって満了となることから、新たに選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第91号の竹下静雄氏及び議案第92号の桐原茂太氏は、現在も委員であり、引き続き委員として選任しようとするものであります。

次に、議案第93号の上菌信行氏につきましては、昭和53年に菱刈町職員として奉職以来42年間行政に携わってこられ、この間、税務課長等を歴任されました。

上 藺氏につきましては、現在の委員のお一人に代わり、今回新たに委員として選任しようとするものであります。

いずれの方々も固定資産の評価に関し識見を持たれ、適任であると考え、固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案6件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —